

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1027 号（諮問第 1670 号）

件名：職員の非違行為について等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和 3 年 6 月 7 日

2 原処分

令和 3 年 6 月 21 日（一部開示決定）

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 3 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 審査請求

令和 3 年 7 月 15 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 1 月 19 日

5 答申

令和 4 年 12 月 23 日

6 審査会の結論

教育委員会が、本件行政文書の一部開示決定において、別表の 3 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、令和 3 年 6 月 4 日付けで教育委員会が戒告処分とした B 職員の非違行為について、教育委員会が作成又は取得した文書であり、当審査会において本件行政文書を確認したところ、その構成及び内訳は、別表の 1 欄及び 2 欄に掲げるとおりであると認められる。

実施機関は、本件行政文書のうち、別表の 3 欄に掲げる部分を同欄に掲

げる規定に該当するとして不開示としている。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、「A 高校関係分の処分を取り消すとの裁決」を求める旨述べているところ、本件審査請求の対象となる一部開示決定において特定した文書のうち、当該高校に係る文書は別表の 1 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同表の文書 2 以降も同様とする。）から文書 4 までと認められる。また、審査請求人は、反論書において、「生年月日については開示を求めない」と主張している。

そこで、本件行政文書のうち実施機関が不開示とした別表の 3 欄に掲げる部分のうち生年月日を除く部分（以下「本件不開示部分」という。）が、条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当するか否かを、以下検討する。

(4) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 2 号該当性について、以下検討する。

イ 条例第 7 条第 2 号本文該当性について

(ア) 条例は、何人にも開示請求権を認めており、プライバシーを中心とした個人の権利利益は何人との関係でも保護されるべきであるといえること、また、体罰は、被害生徒の心身を傷付ける行為であり、体罰の経緯や態様といった体罰に係る情報は、その性質上、取扱いに配慮を要するといえる上、被害生徒にとって不名誉な事実を含む場合も多いことからすれば、条例第 7 条第 2 号本文の「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」における「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手しうる情報のほか、同じ学校の生徒、同僚、近隣住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解するのが相当である。

本件においては、懲戒処分公表基準に基づいて B 職員の所属する学校名を開示していることを考慮すれば、B 職員の校務分掌、B 職員が

指導をしていた部活動名及び被害生徒の所属部活動名についても、学校関係者や近隣住民等が通常保有している又は容易に入手可能な情報と照合することで、B職員及び被害生徒を識別できる情報である。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、B職員の氏名、校務分掌、B職員が指導をしていた部活動名及び校長の年齢（以下「職員の氏名等」という。）並びに被害生徒の氏名、年齢、学年、性別、所属部活動名及び被害生徒の学校での状況（以下「被害生徒の氏名等」という。）といったB職員、校長及び被害生徒を識別できる情報が記載されていることから、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

(イ) 次に、当審査会において文書1のうち申立書及び意見並びに文書2のうち処分経過が記載された部分として不開示としたB職員の申立書の全て、現在及び当時の校長の意見（以下「職員の申立書等」という。）並びに職員に対する処分に係る経過が記載された部分を見分したところ、個人の心情、B職員に対する措置やその理由等が詳細に記載されており、これらの情報は、通常他者に知られたくない個人の評価や人格的な権利利益等に関する情報であることから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

(ウ) よって、本件不開示部分は、いずれも条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

(ア) 同号ただし書イ該当性について

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、教育委員会では、懲戒処分を行った場合には「懲戒処分の公表基準」に基づいて、原則として所属名、職名、階級、年齢及び性別を公表することとし、①免職の事案、②氏名を既に捜査機関が発表している事案、③故意又は重大な過失による事件又は事故のうち社会的な影響が大きな事案のいずれかに該当する場合に、原則として氏名も公表することとしているが、本件事案については、これら①から③までのいずれにも該当しないことから、B職員の氏名は公表していないとのことである。

当審査会において本件事案にかかる公表資料の内容を確認したところ、職員の氏名等及び被害生徒の氏名等についてはいずれも公表されておらず、これらのほか、本件不開示部分は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないものと認められることから、同号ただし書イに該当しない。

(イ) 同号ただし書ハ該当性について

当審査会において本件行政文書の内容を見分したところ、職員の氏名等、職員の申立書等及び職員に対する処分に係る経過が記載された部分には、B職員が具体的にどういった理由でいかなる処分等の措置

を受けたかを含めて、職員の処分に関する情報が記載されていることが認められた。

審査請求人は、審査請求書において、職務中の職員の職務行為であり、職員の名前等、全面的な公開が求められる旨を、また、行政不服審査法に基づく口頭意見陳述において、体罰を行って氏名が出たとしても不利益はない旨を主張している。

しかし、B 職員の戒告処分については公表されており、本件開示請求においては、当該処分に係る一連の文書として本件行政文書を特定して決定がなされているところ、B 職員を識別することができる情報を開示すれば、当該職員が戒告処分を受けたことが明らかとなる。B 職員が任命権者から懲戒処分等の措置を前提として調査検討され、その結果、実際に戒告処分等を受けたことは、職務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、私事に関する情報の面を含むものと認められ、同条ただし書ハには該当しない。

また、被害生徒の氏名等が同条ただし書ハに該当しないことは明らかである。

よって、本件不開示部分は、同条ただし書ハには該当しない。

(ウ) 本件不開示部分は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であるとは認められないため同条ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴うものではないため同条ただし書ニにも該当しない。

エ したがって、本件不開示部分は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(5) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、条例第 7 条第 6 号該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、職員の申立書等は、教育委員会の任命権の行使という人事管理に係る事務に関する情報であり、これらを公にすることが前提となれば、関係者は率直な意見を述べることを躊躇し、作成者も開示されることを意識した記述をするおそれがあることから、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあるなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

当審査会において職員の申立書等を見分したところ、これらの記載内容は、客観的事実にとどまらず、体罰事案に対する加害職員及び周囲の関係者の受け止め方、加害職員及び体罰を受けた生徒に対する関係者の評価等にも及んでおり、外部に公にされない前提で作成されているものと解されることから、これらを公にすることとなれば、被処分者、校長等の関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなることで、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがある。よって、教育委員会における人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 次に、当審査会において実施機関に確認したところ、職員に対する処分に係る経過が記載された部分については、あくまで人事考査委員会での検討段階の情報が記載されているものであり、また、このうち規律違反と認められる内容の項目については、規律違反と認められる事実ではなく、当該職員に対する懲戒処分等の措置を検討するに当たり考慮要素となるその他の諸般の事情を含め、当該職員に対して当該処分等の措置をしようとする理由が記載されているとのことである。

当審査会において職員に対する処分に係る経過が記載された部分を見分したところ、人事考査委員会事務局の処分案、当該職員に対して当該処分をしようとする理由、人事考査委員会会長及び委員の人事考査委員会事務局処分案に対する可否並びに人事考査委員会の審査結果（所見）が記載されていた。これらの情報は、教育委員会が最終的な処分を行う前に、人事考査委員会において審議、検討を行った際の検討段階の情報であり、処分を検討する際の考慮要素が公になることで、人事考査委員会における今後の審査において、非違行為を行った者がこの部分を意識した発言をするなどして正確な情報の把握が行えず、処分過程に支障が生じるおそれがあることから、教育委員会における人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ 以上のことから、職員の申立書等及び職員に対する処分に係る経過が記載された部分は、条例第7条第6号に該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張について

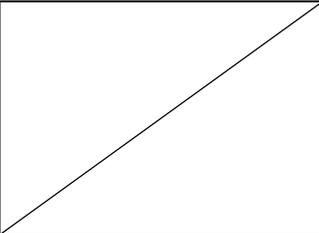
審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(4)及び(5)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書	2 内訳	3 開示しないこととした部分及び根拠規定		
文書 1 非違行為報告書、意見書及び申立書の送付について(令和 3 年 4 月 15 日付け) 愛知県立 A 高等学校事案	<small>かがみ</small> 鑑文			
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ B 職員の氏名、生年月日及び校務分掌並びに B 職員が指導をしていた部活動名 ・ 被害生徒の氏名、学年、年齢、所属部活動名及び学校での状況 	条例第 7 条第 2 号	
	申立書	全部	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	
	現在の校長の意見書	現在の校長の意見	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号	
文書 2 審査表(令和 3 年 5 月 24 日付け) 愛知県立 A 高等学校事案			<ul style="list-style-type: none"> ・ B 職員の氏名及び生年月日並びに B 職員が指導をしていた部活動名 ・ 校長の生年月日及び年齢 	条例第 7 条第 2 号
			処分経過が記載された部分	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号
文書 3 教職員の人事について(令和 3 年 5 月 24 日起案) 愛知県立 A 高等学校事案	起案文			
	辞令案	B 職員の氏名	条例第 7 条第 2 号	
	処分事由説明書案	B 職員の氏名及び B 職員が指導をしていた部活動名	条例第 7 条第 2 号	
	通知案	B 職員の氏名	条例第 7 条第 2 号	
	訓告(要旨)案	B 職員の氏名	条例第 7 条第 2 号	
	決裁済起案書			

<p>文書 4 体罰にかかる 報告書 愛知県立 A 高 等学校事案</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・B 職員の氏名及び校務分掌 ・被害生徒の性別、学年、所属部活動名及び学校での状況 	<p>条例第 7 条 第 2 号</p>
---	---	--	--------------------------